

第1部 環境自治の 実現を目指して

第1章 新たに策定された今後の千葉県の環境政策を担う4つの計画

千葉県は、「徹底した情報公開と住民参加」の考えのもとで、計画の策定等に際しては、住民が主体的に取り組むタウンミーティングなどによって、白紙の段階から県民の方々に参画いただく「千葉方式」により取り組んでいます。

平成19年9月から20年9月にかけて、今後の本県の環境政策の方向性を定める4つの計画を策定しましたが、これらの計画の策定に先立ってタウンミーティングを行うため、40を超える県民・NPO等の団体が集まり、各地で県民の方々が自ら企画運営する実行委員会が組織されました。

そして「千葉県環境づくりタウンミーティング」が、平成18年10月から12月にかけて、県内各地で20回開催され、1,200人を超える方々の参加し、多種多様な方法により、それぞれの地域の課題整理が行われました。

こうした議論をスタートとして新たに策定された4つの計画の概要を紹介します。

I 千葉県環境基本計画 ～千葉県の環境政策の新しいマスタープラン～



「環境自治」の考えのもと、豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていくため、平成20年3月に策定された千葉県の環境政策の新たなマスタープラン（計画期間：20～30年度）です。

1 計画策定の経緯

幅広い意見のもとで計画を策定するため、千葉県環境づくりタウンミーティングの開催に主体的に関わった県民・NPO等の団体の方々、環境保全活動に取り組む大学生、県内で活動する事業者を代表するの方々、学識経験者、市町村の環境担当職員等17名からなる「千葉県環境基本計画策定委員会」が10回にわたる審議を経て、計画の原案を策定しました。



20年1月に知事に答申されたこの原案をもとに県としての計画案をとりまとめ、千葉県環境基本条例に基づき千葉県環境審議会へ諮問するとともに、県民からの意見を募集するパブリックコメント、市町村意見の照会を実施しました。

これらによりいただいた意見を踏まえて、計画案の修正を行い、環境審議会の答申を経て、20年3月に新しい千葉県環境基本計画が策定されました。

2 計画の概要

(1) 私たちが直面する環境の危機

この計画の背景となる基本認識は次のとおりです。

- ① 地球温暖化は、人類を含めた生物の多様性に関わる重大な危機であり、両者を一体のものとして「待ったなし」で取り組まなければなりません。
- ② 身近な環境をみても、失われつつある自然環境の再生や徹底した資源の循環など、将来に向けて、今きちんと取り組まなければならない課題が多く残されています。
- ③ このような環境の危機について考えるうえで、私たちが改めて認識しなければならないことは、私たち人間も自然の一部であり、自然環境の営みや循環のなかで生きているということです。
- ④ 人を含む生物の活動の影響は自然の営みのなかで吸収されることで、環境は一定に保たれていきますが、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造のもとで人の活動が急激に拡大した現在においては、その影響が自然の持つ復元能力を上回ってしまっています。
- ⑤ この状況が続いていけば、やがてその累積により環境が変化し、多数の生物の存在が脅かされるばかりではなく、人の生存や活動の基盤さえも大きく崩れてしまいます。
- ⑥ 今、まさに私たちは、環境の危機を克服するため、人の活動が環境に大きな負荷を加え続けていることを一人ひとりが十分認識し、日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さなくてはなりません。

(2) 環境に関する私たちの権利と義務

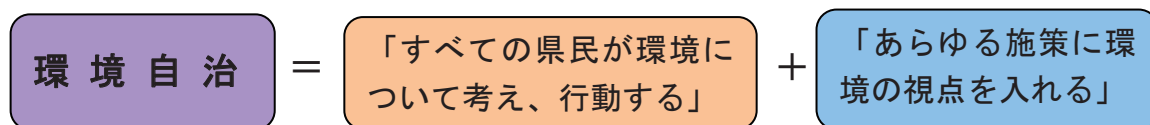
この計画では、次の基本目標を掲げています。

「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」

- ① 人々は太古よりこの千葉の地で自然とともに暮らし、当然のように健全で良好な環境の恵みを享受してきました。
- ② 私たちは環境の危機に直面していますが、将来、この地に生まれてくる全ての人々にも、そして、この地に集う全ての人々にも、これまでと同じように環境の恵みを享受する権利が保障されていかなければなりません。
- ③ 私たちには、将来の人々のために環境を守り育てる大きな責務があります。
- ④ この権利と責務の考えのもと、600万県民のちからで、傷ついてきた自然をよみがえらせ、豊かで安らぎをもって暮らしていける千葉の環境を築き、次の世代に確実に引き継いでいきます。

(3) 環境を守り育てる私たちの行動

私たちは、基本目標の達成に向けて次の考え方に立って行動します。



① すべての県民が環境について考え行動する

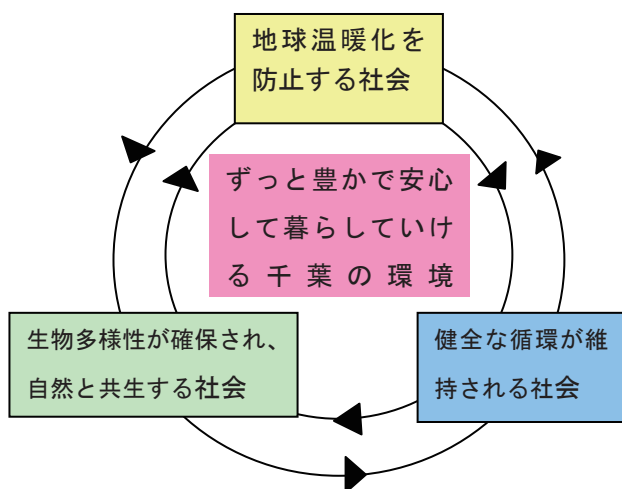
県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいきます。

さらに、それぞれの有機的な連携、協働が、環境を守り育てることに結び付いていく社会を築いていきます。

② あらゆる施策に環境の視点を入れる

県は、あらゆる施策に「環境」の視点を取り入れ、自ら環境の保全・再生に取り組むとともに、他の主体に対して積極的な行動を働きかけていきます。

(4) 環境自治により築く社会

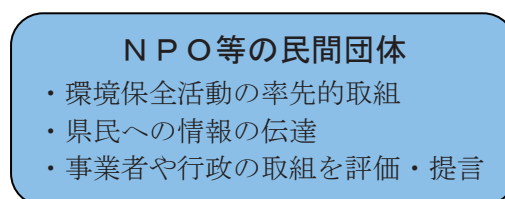
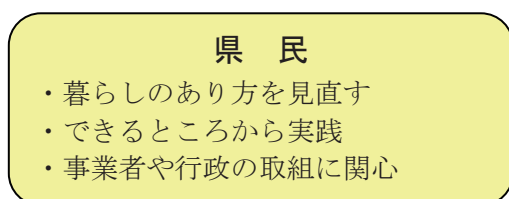


環境自治により目指す社会の姿は、「地球温暖化を防止する社会」、「*生物多様性が確保され、自然と共生する社会」、「健全な循環が維持される社会」という三つの側面で描いていくことができます。

そして、その三つの側面は、人為的な二酸化炭素排出量の増加による炭素の循環の乱れによって地球の温暖化が進み、それが人を含めた生物の多様性を脅かす存在になるなど、一体不可分の連鎖の中にあります。

(5) 各主体の基本的役割

この計画において、県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村、県が果たすべき基本的な役割は、次のとおりです。



事業者

- ・ 事業活動に伴う環境負荷の低減
- ・ 環境配慮型商品、サービスの提供
- ・ 地域社会の一員としての貢献

教育機関

- ・ 環境教育の実施、感受性の育成
- ・ 人材育成<大学等>
- ・ 研究成果の還元<大学等>

市町村

- ・ 地域における環境保全の中核
- ・ 住民参加型施策の積極的展開
- ・ 自らの率先的取組

県

- ・ 総合的施策の策定
- ・ システムや活動の基盤づくり
- ・ 自らの率先的取組

(6) 今後の千葉県の環境政策の視点

千葉県の環境政策において横断的に重視していく視点は次のとおりです。

① 環境に対する感受性を育み、自主的な取組を促進する

環境教育・環境学習など一人ひとりの意識を育む活動を一層推進します。また、各主体が、様々な環境を守り育てる取組を円滑に展開できるよう、環境に関する情報の提供など必要な基盤整備を進めます。

② 環境への配慮を組み込んだ経済システムを築く

「汚染者負担の原則」や「拡大生産者責任」の考え方を活用して、それぞれが責任と能力に応じて環境を守る社会づくりに参画する仕組み作り、事業活動の中で環境の保全や再生に積極的に取り組んでいる事業者が社会的にきちんと評価される仕組み作りに取り組めます。

③ 環境の保全を地域づくりにつなげる

環境保全の取組が地域づくりにつながり、さらに地域の環境に対する意識の向上や新たな取組につながるよう、市町村と連携して施策を展開していきます。

④ 環境への影響を予防する取組を進める

一度環境が悪化すると、それを復元するためには多大な資金や労力と長い期間を要します。このため、環境への影響を予防することを基本に、環境の保全に向けて先手を打って施策を展開していきます。

⑤ 千葉県の自然、産業、歴史などの特性を活かす

地域環境を保全していくためには、それぞれの特性を十分に踏まえて取り組んでいくことが重要であり、環境施策の展開にあたっては、本県の特性を十分に踏まえ、長所と短所を見極めながら、適切な対応を図っていきます。

⑥ 協働を進めるための仕組みをつくる

県が保有する環境情報を積極的に提供し、県民やNPOはもとよりあらゆる主体が、声をあげ、施策づくりに参画し、みんなが実現していく仕組みをさらに確かなものにしていきます。

⑦ 県域を越えた連携を図る

八都県市首脳会議や関東知事会をはじめとした県域を越えたネットワークにより、広域的に施策を展開していきます。また、地球環境保全に対しては、本県の特色を生かした技術協力や人材交流を進めます。

(7) 施策の展開方向

この計画では、県の環境施策に5つの柱と、21のテーマを設定し、それぞれについて、「現況と課題」「目指す環境の姿」「みんなの行動指針」「県の施策展開」「関連する個別計画」「計画の進捗を表す指標」「具体的な取組例」を示しています。

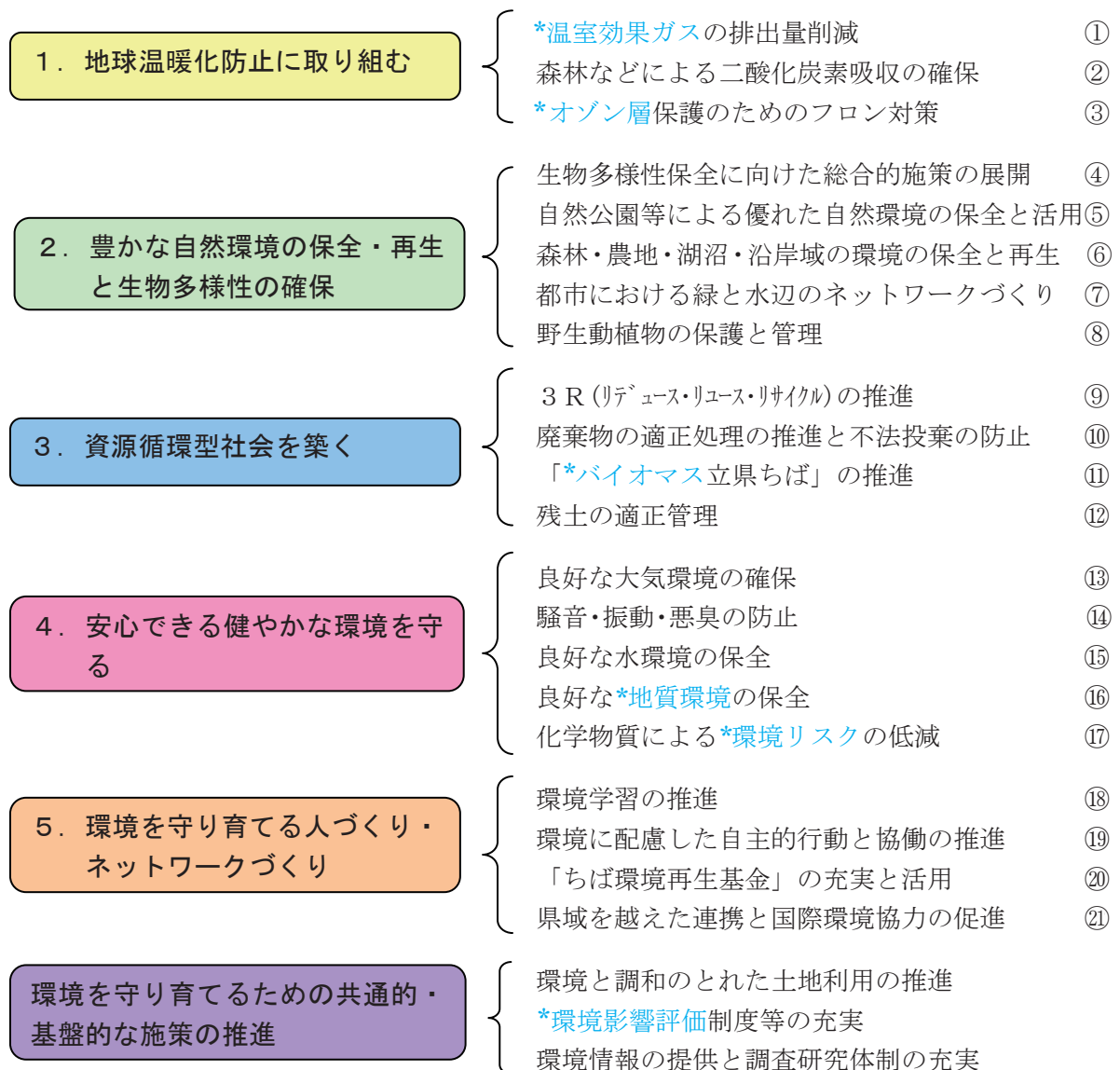
また、これらの施策を支えるための共通的・基盤的な施策の展開方向も合わせて示しています。

施策の展開方向の活用方法を、「温室効果ガスの排出量削減」を例にして、次のページに掲載しました。

千葉県環境基本計画は、千葉県ホームページ（環境生活部環境政策課）で公表していますので、ご活用ください。

アドレス http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_kansei/index.html

<千葉県環境基本計画 施策体系>



＜千葉県環境基本計画第3編施策の展開方向の活用方法＞

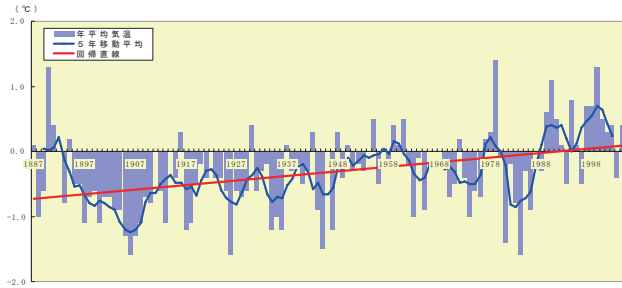
第1節 温室効果ガスの排出量削減

◎ 現況と課題

1906年～2005年の100年間に地球の平均気温は0.74℃★上昇し、ここ100年間の傾向と同様です。
地球温暖化の原因は二酸化炭素を始めとする温室効果ガス※の排出であり、地球環境を保全

データなどを活用しながら千葉県の現況と、それを踏まえて課題となっていることを示します。最初に千葉県の状況を把握し、課題を共有しましょう。

図1-1 銚子気象台における年平均気温の平年差の経年変化（1887年～2003年）



現況について、文字だけではわかりづらい情報は、表・グラフ・地図などで視覚化して示します。

千葉県がどのような環境の姿を目指していくのかを簡潔に示します。目指していく環境の姿をみんなで共有し、その実現に向けた行動につなげましょう。

◎ 目指す環境の姿

全ての県民が、それぞれ自覚を持って、温室効果ガスの排出削減のための具体的な行動に取り組んでいます。

各主体が課題解決のために行動していくことが望まれる事項を具体的に示します。ここに示された内容を参考に、取組を進めましょう。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)
○ 家電製品の適正使用など、日常生活での省エネルギーの徹底を図ります。
・電気・ガス・水道などの使用量を確認します。
・冷暖房温度の設定を控えめにします。

課題解決のために、県が行っていく施策の展開と所掌する主な担当課名を表示します。県は取り組むべき施策を体系化することにより効果的に推進します。

◎ 県の施策展開

1. 地球温暖化防止対策の総合的推進【環境政策課】

・「千葉県地球温暖化防止計画～ちばCO2CO2ダイエット計画～」に基づき、本県の地球温暖化防止対策を総合的・計画的に推進します。

◎ 関連する個別計画

○千葉県地球温暖化防止計画～ちばCO2CO2ダイエット計画～
概要を27ページのコラムに掲載しています。

関連する個別の計画の名称及びその概要を示します。これらの計画を参照することで、より詳細な情報が得られます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況 (基準年度)	目標 (目標年度)
家庭における県民1人1日あたりの二酸化炭素排出量★1		
電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1日あたり 3.17kg (平成14年)	

取組の進捗状況を包括的に示す指標とその目標を示します。毎年度これらの指標を確認することにより、目指す環境の姿に向かっているかを把握します。

◎ 具体的な取組例

＜NPO等の民間団体＞

○ちばCO2CO2ダイエット推進県民会議《<http://www.pref.chiba.jp/syozo/ondanka/ondanka.html>》

温暖化対策に取り組む推進母体として、平成18年度から、公募した地域活動団体の代表で会議を運営し、県をあげて温暖化防止の取組を

県内でのNPO等の民間団体、事業者、市町村等の取組事例をいくつか紹介します。自ら活動に取り組むことを考えている方は、これらの事例も参考にしながら活動内容を考えてみてください。

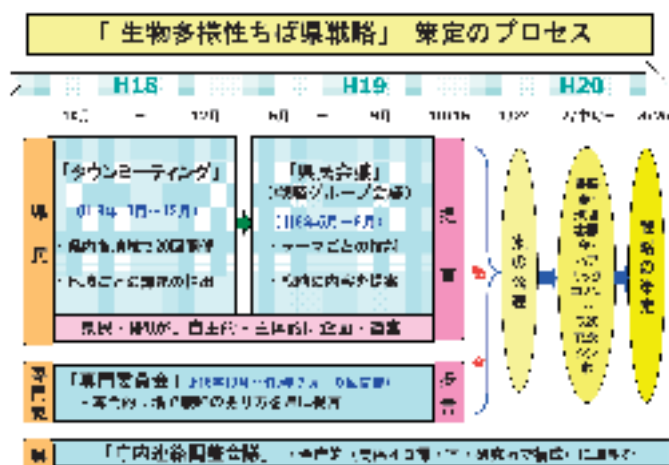
Ⅱ 生物多様性ちば県戦略

～生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ～

1 県戦略策定の経緯

千葉県環境づくりタウンミーティングによって、各地域における生物多様性の現状と課題を話し合っていたのと同時並行で、平成 18 年 10 月、「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」専門委員会を設置して、動植物の生態などの専門家による検討を開始しました。そして、タウンミーティングでの議論を専門委員会での検討に反映させることとしました。

タウンミーティング参加者の熱意は、その後、県戦略の策定に主体的に参画することを目的とした「ちば生物多様性県民会議」の設置に結びつき、19 年 5 月、第 1 回ちば生物多様性県民会議が開催されました。以降、県への提言の作成に向けて、同年 9 月までに合わせて 4 回の県民会議が開催されましたが、この間、具体的な検討は、戦略グループ会議を開いて行われました。この会議は、生物多様性に関するテーマ別の検討を行うもので、県民会議の参加者が自らテーマ設定をして、次々に開催され、最終的には 32 もの戦略グループ会議で検討が行われることとなりました。



平成 19 年 10 月 15 日、専門委員会と県民会議とのそれぞれから、提言書が知事に手渡されました。県では、これらの提言書の融合を図り、20 年 1 月に「(仮称) 生物多様性ちば県戦略 (案)」として、千葉県環境審議会に諮問するとともに、パブリックコメントを実施して、広く意見を募集しました。

パブリックコメントと同審議会からの答申



専門委員会からの提言提出

を踏まえて県戦略（案）の修正を行い、20年3月26日、全国に先駆けて「生物多様性ちば県戦略」を策定しました。



県民会議からの提言提出

2 県戦略の概要

(1) 理念と目標

県戦略は、6章で構成されています。（次ページの「戦略の概要図」を参照願います。）

この中では、生物多様性を「生命のにぎわいとつながり」と表現し、理念として「生命のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を掲げています。

目標には、目指すべき社会として、次の3つを掲げています。

- ① 多様な生物とその豊かな生命のつながりを育む社会
- ② 生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会
- ③ 人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会

このように、県戦略においては、生物多様性を私たちの社会を支える資源や文化の基盤としても捉えています。そして、これら目標の50年後の達成を目指して、今後おおむね5年程度の取組を示しています。県の計画としては、50年という期間は異例の長さですが、生物の寿命、世代交代の時間を考えると、必要な時間だと考えます。

(2) 戦略策定の視点

「第2章 戦略策定の視点と手法」において、次の3つの視点を掲げています。

- ① 地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点
- ② 多様な人々の生活となりわいの視点
- ③ すべての施策の立案と実施に生物多様性の視点を

地球温暖化は、私たちの暮らしにいろいろな影響を及ぼすと考えられています。ヒトという動物に影響を与えるように、その他の多くの生物にも影響することでしょう。私たちの身の回りの生物が影響を受けるということは、イネや野菜、果樹から野生の動植物まで様々な生物が影響を受けることになります。一方、生物多様性の保全やそのためのライフスタイルの転換は、地球温暖化対策にもつながるはずで、このように、地球温暖化と生物多様性とは、一体的に捉えていくことが必要です。

また、生物多様性は、たとえば生物種の絶滅に関する生物学的な問題にとどまらず、私たちの生活や農林水産業、民俗、文化の基盤として重要であり、その保全は私たちの生活に不可欠であることから、多様な人々の生活となりわいの視点が必要です。

これらを踏まえ、県ではすべての施策に生物多様性の視点を取り入れていくこととしています。

(3) 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組

生物多様性を保全する取組は、県だけでできることではありません。そのため、県民、NPO、事業者、行政機関など多様な主体が自ら取り組むための「取組の基本的な方向」を示したうえで、県の取組を示しています。

取組は、「保全・再生の取組」、「持続可能な利用の取組」、「研究・教育の取組」、「取組を支える基盤整備」の4つに大別され、掲載した県の各部局の取組をあわせて200を超えています。

これらの中には、すでに着手している継続的な取組もありますが、新規の取組や、現段階ではまず手法の検討が必要なもので、様々な段階のものが含まれています。すぐできることだけを示すのではなく、長期計画であることを踏まえ、解決が必要な課題については、まず情報収集や調査研究として取り組むこととしています。

取組の中でも中核をなすのは「生物多様性センター」の設置です。「取組を支える基盤整備」において、「多様な主体の連携・協働の中核をなし、生物多様性に関する情報を一括管理するとともに情報ネットワーク機能を有し、広く情報提供を行い、また生物多様性の保全・再生にかかわる調査研究・技術開発、教育普及・現場指導等を担う生物多様性センターを設置します。センターには、動植物の生態・保全、地理情報の管理、保全施策等に関する専門知識を有する人材を配置します。」と、その構想を示しています。

このほか、包括的な生物多様性保全のための条例の制定、生物多様性地理情報システムの構築と県行政等におけるその活用なども、重要な取組として掲げています。

生物多様性ちば県戦略の概要

第1章 策定に 当たっ て	<p>【ちば県戦略策定の趣旨】</p> <p>千葉県の豊かな生物多様性を未来に引き継ぐため、地球温暖化と生物多様性を一体的なものとして捉え県民と連携し、生物多様性の保全・再生、持続可能な利用に総合的に取り組む</p> <p>【生物多様性とは】 約 40 億年に及ぶ生命進化を経た生物の状態を表し、遺伝子レベル、種レベル、生物と環境が作る生態系レベル までを包括する変異・変化。</p> <p>【価値・利用と危機】 食料等の供給や気候等の調節、レクリエーションなどの心の安らぎを受けている。しかし劣化衰退にある。小さな消失は崩壊へとつながる。</p> <p>【戦略策定の背景】 1992 年地球サミットでの生物多様性条約を受け国内外で取り組まれてきたが危機的状況が深刻化、G20、G8 サミット、COP10 に向け地域から貢献。</p>
第2章 視点と 手法	<p>【戦略策定の3つの視点】</p> <p>地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点 多様な人々の生活となりの視点 すべての施策の立案と実施に生物多様性の視点を</p> <p>【戦略策定の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白紙の段階から県民に参画いただき協働して政策をつくりあげる「千葉方式」で策定 ・県内 20 箇所でのタウンミーティングや、32 のテーマ毎のグループ会議報告等をまとめた県民会議からの「提言」及び学識経験者で構成する専門委員会からの「提言」を踏まえ策定
第3章 現状と 課題	<p>【生物多様性の現状と課題】</p> <p>1. 地球温暖化による生物多様性への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPCC 報告では 21 世紀末には 1.1～6.4℃ 高まり、海面は 18～59 cm 上昇を予測 ・人へのストレスや感染症、栽培適地の変化や魚介類等人や農林水産への影響 ・日本でも今後 100 年で 2～3℃ の上昇を予測。関東地方南部は九州南部の気候条件になると予測 ・千葉県でも既に生物分布の変化が顕在化 <p>2. 千葉県の自然環境と 里山・里沼・里海</p> <ul style="list-style-type: none"> ・房総半島沖の黒潮、親潮により南北の動植物が出会う多様な生物相 ・里山・里沼・里海の豊かな二次的自然が特徴 ・戦後の急激な発展に伴う自然環境の改変による生物多様性の劣化が課題 ・自然環境への負荷による生物資源の消失、人への健康被害が懸念 <p>3. 千葉県の産業と生物多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業は、衣食住に係わる必要不可欠な産業で、生物多様性に立脚している ・生物多様性の保全のみならず持続可能な利活用により未来に引き継ぐ ・事業活動や社会貢献活動において、生物多様性へ良い影響を与えることが、企業発展のチャンスとなる <p>4. 千葉県の自然と人とのかかわりの歴史と文化・景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・房総半島では、数万年に及ぶ人との営みのなかで生物多様性を形成 ・千葉県の特有な地形・地質・気候及び生物相と人のかかわりのなかで豊かな文化が伝承され、多様な食文化や工芸品を支えた ・子ども達の自然とのふれあいの減少は、感性の衰退につながる
第4章 理念と 目標	<p>【理 念】</p> <p style="text-align: center;">生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ</p> <p>【目標（目指すべき社会）】</p> <p>多様な生物とその豊かな生命（いのち）のつながりを育む社会 生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会 人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会</p> <p>【期 間】</p> <p style="text-align: center;">概ね 50 年後の目標達成を目指し、今後 5 年間程度の取組の方向や県の取組を示す</p>
第5章 取 組	<p>【生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組】</p> <p style="text-align: center;">1 保全・再生 2 持続可能な利用 3 研究・教育</p> <p style="text-align: center;">4 取組を支える基盤整備</p>
第6章 推 進	<p>1 庁内での推進体制 2 市町村との連携強化</p> <p>3 県民会議など県民・NPO との連携・協働 4 学校など教育機関との連携・協働</p> <p>5 企業、事業者との連携・協働 6 国、都道府県等との連携・情報交換</p>

【第5章 主な取組例】

1 保全・再生の取組

(1) 地球温暖化対策の推進

- ・生物多様性の保全と地球温暖化の防止を一体的に捉え対策を推進
- ・二酸化炭素吸収機能を向上させるための森林整備を推進
- ・陸域・海域の生物多様性のモニタリング等により現象を予測し生物への影響を検討
- ・北方系の種など生息等が危ぶまれる種の保護対策を検討

(2) 原生、里山・里沼・里海、都市の生態系の保全・再生

- 原生的な自然
 - ・新たな保護地域指定に向けた調査を実施
- 多様な里山・里沼・里海環境
 - ・谷津田自然の保全・再生
 - ・干潟や藻場の保全・再生
 - ・里山林の整備・活用や有機農業など環境保全型農業を推進
- 大都市周辺の里山環境
 - ・市街地と里山の共存に向けた地域づくりの推進
- 人工的な都市環境
 - ・市町村、住民、NPO等と連携・協働し自然環境を保全・回復

(3) 野生生物の保護管理

- ・野生生物の絶滅を防ぎ回復を図る仕組みを構築
- ・絶滅のおそれのある野生生物の保護・増殖
- ・野生鳥獣の保護管理
- ・外来種に関する情報の把握・発信
- ・外来種の防除を推進
- ・遺伝子組換え生物の実態を把握し、適切に対応

2 持続可能な利用の取組

(1) 農林漁業による生物資源の持続可能な利用の推進

- ・地球温暖化に対応した農林漁業の研究を推進
- ・新たな農林水産物や製品、遺伝子資源等の開発・利用を推進

(2) 環境の緩和・安定機能の維持・増進

- ・森林の保全整備により水源かん養、県土保全等の公益機能を増進
- ・冬期湛水水田を利用した水質浄化の可能性を検討

(3) 健全な心身と地域文化の維持・継承

- ・レクリエーション、観光、森林療法等を通して自然公園や里山・里海等の利用を推進
- ・グリーン・フルーツリズムの普及拡大を図り交流による活性化を促進

(4) 生物指標の開発・利用

- ・生物指標の利用実態を把握し、新たな課題に対応した指標を導入
- ・市民・NPO等と連携し生物指標を利用したモニタリングシステムを構築

3 研究・教育の取組

(1) 生物多様性の調査研究の推進とモニタリング体制の整備

- ・生物多様性地理情報システムを構築し、事業等の立地選定や情報解析による政策立案に活用するとともに、県民に情報を発信
- ・流域区分等を踏まえ県内各地にモニタリングサイトを設定し、県民、NPO、研究機関等と連携し実施
- ・気象・生物データ等を解析し温暖化の研究を推進

(2) 生物多様性に関する教育・学習の推進

- ・生物多様性の指導者やコーディネーターを育成するとともに、人材バンク等のしくみを構築
- ・地球温暖化、生物多様性、自然環境等について、幅広い年齢に対応したプログラム・教材を作成
- ・児童・生徒の発達段階に応じたテキストを作成し、小・中・高校の生物多様性教育を推進

4 取組を支える基盤整備

(1) 生物多様性センター等推進体制の整備

- ・生物多様性の情報を一括管理し提供するとともに調査研究・技術開発、教育普及等を行うセンターを設置
- ・野生生物の保護・管理の拠点となる地域ステーション等の設置を検討

(2) 多様な主体との連携・協働の推進

- ・県民、NPO等の取組、助成制度などの情報を収集・提供し情報の相互活用を促進
- ・NPOや市町村が実施する絶滅危惧種等の保護や生物多様性の保全・復元等の取組を支援

(3) 条例等取組推進の仕組みづくり

- ・包括的な生物多様性保全の条例制定に向け内容を検討
- ・生物多様性に関する評価制度を導入
- ・県が実施する大規模な事業について、計画段階での環境影響評価を実施